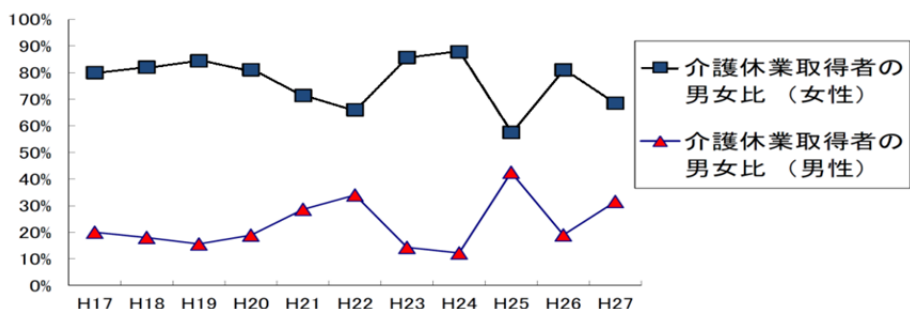


図 21 介護休業の取得状況（福島県）

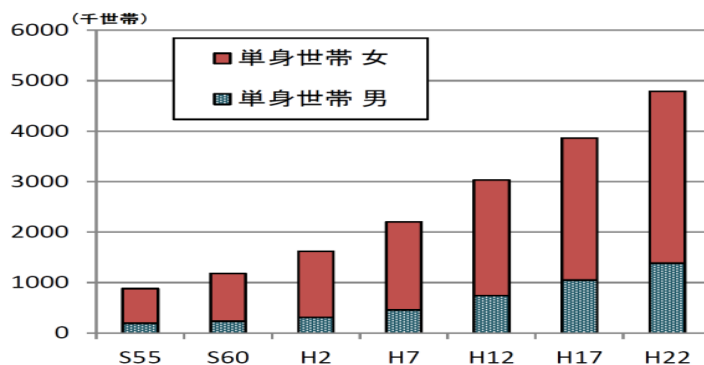


資料：労働条件等実態調査報告書（福島県）

(5) ひとり親世帯等の状況

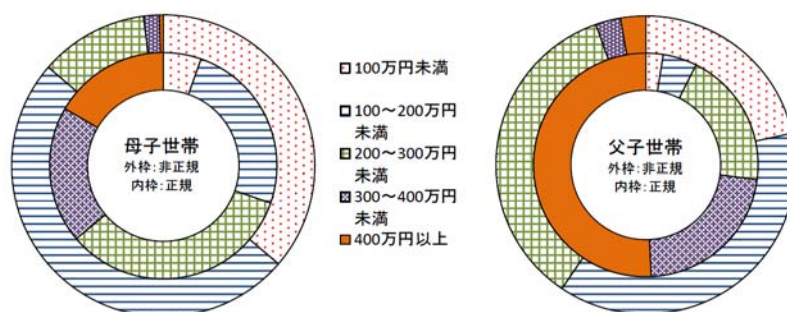
少子高齢化や核家族化の進行により、単身高齢世帯（特に女性の）が増加しています。また、母子世帯・父子世帯といった「ひとり親世帯」や単身高齢世帯などは、収入も少なく経済的に大変厳しい状況にあります。

図 22 単身高齢者世帯数



資料：国政調査結果（総務省統計局）

図 23 母子世帯・父子世帯の年間収入状況



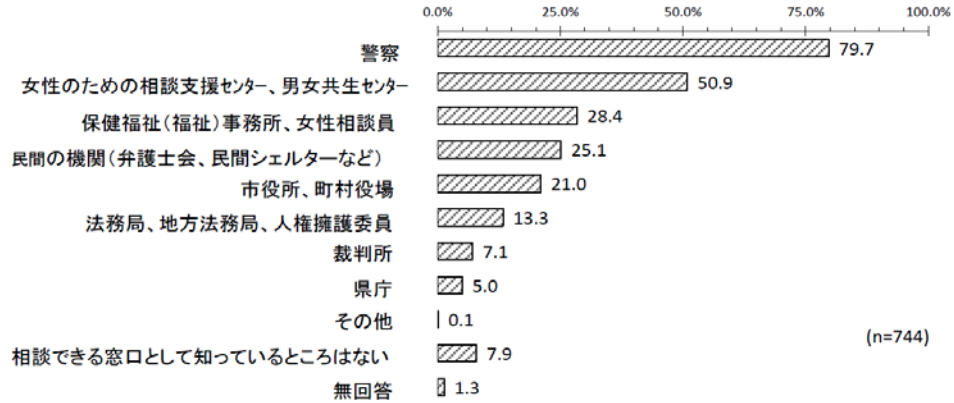
資料：平成 23 年度全国母子世帯等調査（厚生労働省）

(6) 女性に対する暴力への対応と女性の健康

暴力に関する相談窓口としては、「女性のための相談支援センター、男女共生センター」などの配偶者暴力相談支援センターの認知が「警察」より低いのが現状です。

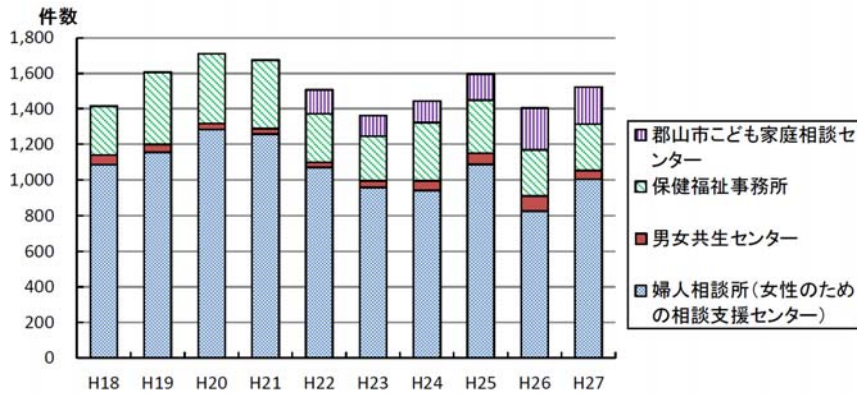
なお、配偶者暴力相談支援センターにおける相談受付件数は、概ね 1,500 件前後で推移しています。

図 24 配偶者からの暴力に対する相談窓口の認知状況（福島県）



資料：男女共同参画・女性の活躍促進に関する意識調査報告書（平成 27 年福島県）

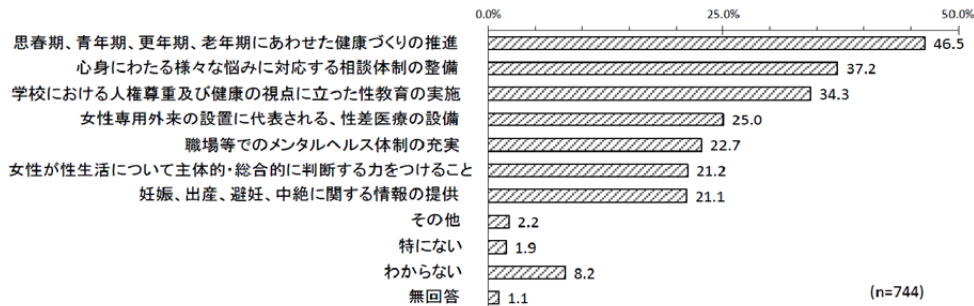
図 25 配偶者からの暴力に関する相談件数（福島県）



資料：福島県児童家庭課資料

- 意識調査によると、男女が生涯にわたり心身共に健康であるために大切なこととしては、「思春期、青年期、更年期、老年期にあわせた健康づくりの推進」の割合が 46.5%と最も高くなっています。

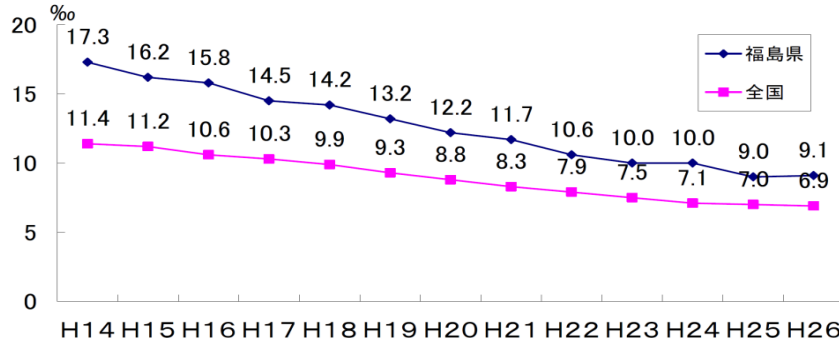
図 26 男女が生涯にわたり心身共に健康であるために必要なこと（福島県）



資料：男女共同参画・女性の活躍促進に関する意識調査報告書（平成 27 年福島県）

- 本県の人工妊娠中絶実施率は、平成 14 年度をピークにその後減少しているものの、依然として全国平均より高い水準にあります。

図 27 人工妊娠中絶率の推移



資料：衛生行政報告例（厚生労働省）

(7) 国や地域の動き（平成 25 年度以降）

① 国の動き

- 第 4 次男女共同参画基本計画

男女共同参画社会基本法に基づき、平成 27 年 12 月に第 4 次基本計画が閣議決定されました。

この基本計画では、男性中心型労働慣行等の変革、あらゆる分野における女性の参画拡大に向けた女性採用・登用の推進・指導的立場となる女性人材の育成、困難な状況に置かれている女性の支援等が強調されています。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

平成 27 年 12 月公布・一部施行、平成 28 年 4 月に全面施行されました。（平成 38 年 3 月 31 日までの時限立法）

女性の採用・登用・能力開発のための行動計画の策定を国・自治体・301 人以上雇用する事業主に義務づけています。

- 次世代育成支援対策推進法

急激な少子化の進行に対応し、次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するため、平成 17 年 4 月に施行された本法が 10 年間延長されました。（平成 37 年 3 月 31 日までの時限立法）

労働者の仕事と子育ての両立のための一般事業主行動計画の策定が、101 人以上を雇用する事業主に義務づけられています。

- 育児・介護休業法

育児・介護休業法が改正され、平成 29 年 1 月から施行されました。

主な改正点は、取得要件の緩和や取得単位の柔軟化、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大、介護のための所定外労働の免除などです。

- **配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律**
適用対象が交際相手にも拡大され、平成 26 年 1 月から改正施行されました。

② 地域の動き

平成 28 年 7 月 26 日、知事と県内のさまざまな分野の団体の長が、官民一体となりあらゆる分野で女性が活躍できる環境づくりを進めるため、「ふくしま女性活躍応援会議」を設立し、同日「ふくしま女性活躍応援宣言」を発表しました。

【ふくしま女性活躍応援会議構成員】（19 団体）

- [経 済] 福島県商工会議所連合会、福島県商工会連合会、福島県中小企業家同友会、
福島県経営者協会連合会、福島県中小企業団体中央会
- [農林水産] 福島県農業協同組合中央会、福島県漁業協同組合連合会、福島県森林組合連合会
- [医療福祉] 福島県医師会、福島県社会福祉協議会
- [建 設] 福島県建設産業団体連合会
- [教 育] アカデミア・コンソーシアムふくしま
- [労 働] 日本労働組合総連合会福島県連合会
- [地域活動] 福島県女性団体連絡協議会
- [国] 福島労働局
- [市 町 村] 福島県市長会、福島県町村会
- [県] 福島県男女共生センター、福島県

ふくしま女性活躍応援宣言

本県が、東日本大震災と原子力災害からの復興を進め、厳しい人口減少に直面する中で地方創生を成し遂げるためには、県民一人ひとりが活躍できる社会づくりが不可欠であり、とりわけ、女性の力が重要です。

このため、私たちは、あらゆる分野で女性が活躍し、誰もが輝き笑顔あふれる「ふくしま」を目指して、次のことに一体となって取り組んでいくことを宣言します。

- 1 私たちは、女性が活躍できる環境づくりに向けた気運の醸成や、組織のトップをはじめとした意識改革に取り組みます。
- 2 私たちは、率先して女性の登用に努めるとともに、女性が自らの意欲を高め、能力を発揮できるよう取り組みを進めます。
- 3 私たちは、働き方全般を見直し、男性も女性も仕事と生活の調和が図られるよう、働きやすい環境づくりを進めます。

平成 28 年 7 月 26 日

ふくしま女性活躍応援会議

3 計画の性格と位置付け

(1) 計画の性格

本計画は、県における男女共同参画社会の形成促進のための総合的な基本計画です。

基本理念に基づいた5つの基本目標を達成するため、施策の展開方向を明らかにしています。

県の施策が主になっていますが、社会の構成員である市町村、県民、事業者等の役割分担を踏まえながら、男女共同参画社会の実現に向けた取組への参加・協力も呼びかけています。

(2) 計画の位置付け

本計画は、「男女共同参画推進条例」第9条に規定する県の基本計画として策定するものであり、県総合計画「ふくしま新生プラン」の部門別計画として、総合計画における基本目標の実現に向け、めざす将来の姿、主要施策等を共有しています。

また、本計画の推進に当たっては、東日本大震災・原子力災害等からの復興に向けた対応を総合的に示す「福島県復興計画」及び人口減少対策・地方創生を進めるための「ふくしま創生総合戦略」と連携して取組を進めます。

4 計画の期間

改定後の本計画の計画期間は、2017（平成 29）年度から 2020（平成 32）年度までの4年間です。

なお、必要に応じて、本県を取り巻く状況の変化等を踏まえた見直しを行うものとします。

第2章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

男女共同参画社会形成の必要性を踏まえ、この計画の基本理念を次のとおりとします。

すべての県民が個人として尊重され、性別にかかわらず、
自己の能力を自らの意思に基づいて発揮することができ、
あらゆる分野とともに参画し、責任を担う社会

具体的には、次のような社会です。

- ☆ すべての人が、性別による差別的取り扱いを受けることなく、互いの性と人権を尊重しあう社会
- ☆ 個人が、性別にとらわれることなく、その個性に応じて、主体的に生き方を選択でき、その選択が尊重される社会
- ☆ 男女が、社会のあらゆる領域における政策・方針決定の場に共同参画できる社会
- ☆ 誰もが、性別にとらわれることなく、家庭・職場・地域における活動と責任を担うことができる社会
- ☆ 国籍に関わらず、一人ひとりが多様な価値観・文化を受容し、世界の人びとと連帯して共生できる社会

2 計画推進の視点

基本理念に掲げる社会を実現するため、すべての施策について次の3つの視点で計画を推進します。

- ☆ 人権の尊重と男女平等の実現
- ☆ ジェンダーの視点の反映と多様な価値の尊重
- ☆ 女性の能力発揮と環境整備